

クマの出没にご注意を

夏場は山の食べ物が少なく、クマが人里に下りてきやすい季節です。クマが人里に出没しやすい夕方から明け方までの外出はなるべく控え、クマと遭遇しないように、十分注意してください。外出する時は音のなるもの(鈴やラジオ)を携帯しましょう。

また、クマの出没を減らすためには、クマを人里へ寄せ付けない環境を作ることが大切です。農地や庭先に放置された作物や果物、置きっぱなしのペットフード、生ごみなど、クマの誘因物となるものはできるだけ撤去するようお願いいたします。

クマは基本的に憶病な動物のため、身を隠せる茂み等を好みます。クマが隠れられるような茂みは刈っていただくようお願いいたします。

問い合わせ先

産業経済課耕地林務係
(32) 3113

掲載している行事などは、新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止・延期する可能性があります。

子宮頸がん予防ワクチンの定期接種について

子宮頸がん予防ワクチン接種は国の通達により平成25年6月から令和3年度まで積極的な接種勧奨を差し控えていましたが、今年度より再開されました。接種を希望される場合は、ワクチンの効果や接種後の副反応などについて医師から説明を受け、十分に理解した上で接種してください。

対象者

- ◎定期接種
小学6年生、
高校1年生相当の女子

佐久あすなろの会

ご家族が自死で亡くなると残された人は孤独になりがちです。

佐久あすなろの会は、同じ体験をされた皆さまと安心して気持ちを語り、わかち合う場です。令和4年度は次の日程で開催しますので、ご参加ください。

日時
8月3日(水)、

【標準的な接種期間】

中学1年生の間

◎キャッチアップ接種(接種勧奨が差し控えられていた期間に定期接種の機会を逃した方)
平成9年度、
平成17年度生まれの女性

【接種可能な期間】

令和7年3月末まで

接種できる医療機関

御代田中央記念病院、井田医院、宮下内科循環器科クリニック、みよたファミリークリニック、こまつ内科・消化

11月10日(木)、

令和5年2月7日(火)

午後1時30分～3時30分

場所 佐久市内(安心してご参加いただくため、申込時に詳しくご案内します)

内容

- ①受付
- ②会のルールの説明(会のこととは他では話さない・話したくないときは話さなくてもよいなど)
- ③自己紹介

器内科クリニック
※町外の医療機関で接種を希望する場合は「市町村間相互乗入れ制度」に加入されているか、事前に医療機関にご確認ください。

持ち物

予診票、母子手帳

※対象の方には、5月末に予診票を送付しています。詳しくは送付した案内をご覧ください。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係
(32) 2554

④わかち合い

参加しての感想等

費用 100円(お茶代など)

参加対象者 ご家族(親、子ども、配偶者、兄弟姉妹)を自死で亡くされた方(予約制)

申し込み問い合わせ先

佐久保健福祉事務所
健康づくり支援課
0267(63)3164
「あすなろの会の担当者」とお伝えください。

困っていること心配ごとがあればご相談を！
毎月5・15・25日は「心配ごと相談日」です
場所 ハートピアみよた
時間 午前9時～正午
問い合わせ先 町社会福祉協議会(32) 1100

7月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 固定資産税(2期分)
- 国民健康保険税(2期分)
- 後期高齢者医療保険料(1期分)
- 介護保険料(1期分)
- 保育料(7月分)
- 町営住宅使用料(7月分)
- 下水道負担金(1期分)
- 上水道使用料(7月分)
大口6月使用分
- 下水道使用料(7月分)
大口6月使用分

納期限
8/1 月曜日

令和4年度

「信州・御代田 龍神まつり」

について

7月最終土曜日の30日に開催を予定している、令和4年度「信州・御代田龍神まつり」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して開催いたします。

開催内容は、真栄寺での開眼式、円形広場での龍神の舞を予定していますが、舞踊流し、一般のステージ発表、露店の出店はありません。新型コロナウイルス感染症予防対策を踏まえ、安全を最優先に考えての決定であることをご理解いただきますようお願いいたします。詳細なスケジュールにつきましては、改めてお知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、中止となる場合もあります。

問い合わせ先

龍神まつり
実行委員会事務局
(産業経済課商工観光係内)
(32) 3113

道路に接する土地を所有する皆さまへ 庭木や生け垣などの樹木が、 道路上に張り出していないか

道路に接する土地の庭木や生け垣、山林の樹木などが道路上に張り出し、通行の妨げとなっている箇所が見られます。折れ枝の落下や、枝葉が道路上へ張り出すことにより、通行中の車両や歩行者に被害を及ぼす場合があります。

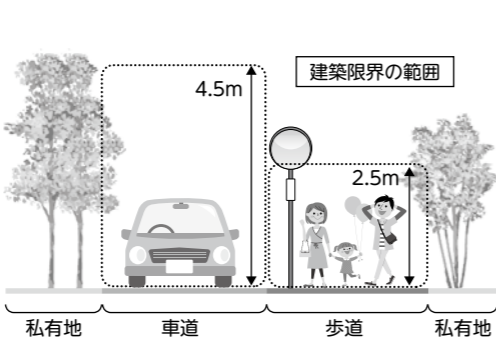
事故などが発生した場合に、土地所有者が賠償責任を問われる可能性があります。

次に該当する土地所有者は、庭木の剪定または山林の樹木の伐採をお願いします。

- ・道路上へ樹木が張り出していることにより、通行の妨げとなっている、またはそのおそれがあるもの。
- ・倒木または枝が落下するおそれのあるもの。
- ・建築限界(※)の範囲を超えているもの。

※【建築限界】

道路法第30条および道路構造令第12条において、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの範囲に



通行の障害となる物を設置してはならないと規定されています。

○作業時の注意

電線や電話線がある場所での作業は、危険が伴う場合があります。事前に電力会社などの関係機関に連絡し、立会いのもとで実施してください。また、作業に当たっては、通行中の車両、自転車および歩行者の安全を確保し、樹木からの転落防止などに十分気を付けてください。

問い合わせ先

建設水道課建設係
(32) 3129

こんにちは農業委員会です

問い合わせ先 農業委員会事務局 (32) 3113

農地の管理をしまじゅー

春に植えた野菜が順調に生育し、出荷は繁忙期を迎えています。同時に、樹木や雑草が生い茂る時期になりました。皆さまが所有している農地の樹木は、隣接する農地や道路にはみ出ていませんか。また、雑草は伸びていませんか。適切に管理し、農地の保全に努めましょう。

農地所有者等の責務

農地法の規定により、農地の所有者や耕作者は、その農地の適正かつ効率的な利用を確保することが定められています。農地転用の許可を受けずに農業目的以外の用途に利用しないことはもちろんですが、雑草や樹木の管理を怠らないようにしましょう。

農地が荒廃すると・・・

荒廃し、雑草や樹木が生い茂った農地は、次のような事態の原因となることがあります。
・病害虫の発生、木障、落ち葉等による、周辺農地の耕作への支障
・雑草の繁茂、樹木の越境による周辺居住者の住環境の悪化
・生い茂った雑草による、周

農地の賃借、ご相談ください

労働不足で管理できない農地は、放っておくと荒廃してしまい、荒廃した農地を復元するには、大きな労力と費用が必要です。農地が荒廃する前に、担い手に貸すことを検討されてはいかがでしょうか。農業委員会では農地の賃借を支援しています。農地を貸したい方、保全管理が困難な方、将来耕作者がいなくなる農地があるなどの方は、農業委員会までお気軽にご相談ください。

辺水路の閉塞

雑草の繁茂、樹木の越境による周辺道路の通行の支障